○上尾伊奈資源循環組合議会委員会条例

令和５年４月１２日条例第２２号

上尾伊奈資源循環組合議会委員会条例

（特別委員会の設置）

第１条　特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

２　特別委員会の委員（以下「委員」という。）の定数は、議会の議決で定める。

３　委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

（資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置）

第２条　議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、前条第１項の規定にかかわらず資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。

２　資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数は、前条第２項の規定にかかわらず、４人とする。

（委員の選任）

第３条　委員の選任は、議長の指名による。

２　議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。

（委員長及び副委員長）

第４条　特別委員会に委員長及び副委員長１人を置く。

２　委員長及び副委員長は、特別委員会において互選する。

３　委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

（委員長及び副委員長が共にないときの互選）

第５条　委員長及び副委員長が共にないときは、議長が特別委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

２　前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

（委員長の議事整理権及び秩序保持権）

第６条　委員長は、特別委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

（委員長の職務代行）

第７条　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

２　委員長及び副委員長に共に事故があるときは、年長の委員が委員長の職

務を行う。

（委員長及び副委員長の辞任）

第８条　委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、特別委員会の許可を得なければならない。

（委員の辞任）

第９条　委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

（招集）

第１０条　特別委員会は、委員長が招集する。

２　委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、特別委員会を招集しなければならない。

（定足数）

第１１条　特別委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第１３条本文の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

（表決）

第１２条　特別委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

２　前項の場合において、委員長は、委員として議決に加わることができない。

（委員長及び委員の除斥）

第１３条　委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、特別委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

（傍聴の取扱い）

第１４条　特別委員会の会議は、公開する。

２　委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

３　特別委員会の会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

（秘密会）

第１５条　特別委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

２　特別委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで特別委員会に諮って決める。

（出席説明の要求）

第１６条　特別委員会は、審査又は調査のため、管理者、公平委員会の委員長及び監査委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

（秩序保持に関する措置）

第１７条　特別委員会において地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２９２条において準用する法第１２０条の規定に基づき議会が設ける会議規則（以下「会議規則」という。）又はこの条例に違反し、その他特別委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消させることができる。

２　委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の特別委員会が終わるまで、発言を禁止し、又は退場させることができる。

３　委員長は、特別委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、特別委員会を閉じ、又は中止することができる。

（公聴会開催の手続）

第１８条　特別委員会が公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

２　議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第１９条　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を当該公聴会を開催する特別委員会に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第２０条　公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、特別委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

２　あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第２１条　公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

２　公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

３　公述人の発言がその意見を聴こうとする案件の範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

（委員と公述人の質疑）

第２２条　委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

２　公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

（代理人又は文書による意見の陳述）

第２３条　公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、特別委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

（参考人）

第２４条　特別委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

２　前項の場合において、議長は、参考人に特別委員会の日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

３　参考人については、前３条の規定を準用する。

（記録）

第２５条　委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印をしなければならない。

２　前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第１２３条第３項の規定を準用する。

３　前２項の記録は、議長が保管する。

（会議規則への委任）

第２６条　この条例に定めるもののほか、特別委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。